

答申後の対応状況について

第19回 流域治水推進審議会
令和8年1月8日
議 第1号 資料

答申概要	対応状況
<p>1. 気候変動に伴う水害リスクの増大を踏まえ、河川整備が未着手の中・上流部の水害リスクの高い地域においても、治水安全度を向上させる対策を加速化されたい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 下流からの河川整備に加え、<u>暫定断面による上流への早期延伸や遊水地の設置等</u>を実施している河川の事例整理を進めている。 ➤ 今後、これらの事例を踏まえ、河川整備の委員会等の場を活用し、具体的な対応の検討を進める。
<p>2. ためる対策やEco-DRR等、複数部局にまたがる対策を連携・推進するために必要な科学的根拠に基づく指標設定や推進体制を検討されたい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 条例制定時に庁内連携の場としていた「琵琶湖水政対策本部琵琶湖流域治水推進部会」を庁内連携の場として活用する。 ➤ 上記部会の下部組織として「ためる対策」に関する検討WGを設置し、治水に関連の深い指標や対策についての検討を進める予定。詳細については、関係部局と調整中。※WGには学識経験者の参加も検討中。
<p>3. 浸水警戒区域について、重点地区での取組および区域指定を継続するとともに、非居住エリアについても区域指定を推進されたい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ これまで重点的に進めてきた既存集落での指定に加え、<u>新たに非居地における区域指定を進める。</u> ➤ 令和7年度末に更新予定の地先の安全度マップにより、令和8年度に浸水警戒区域候補地を抽出。 ➤ 非居住地の区域指定の方法や指定を促進する方法（机上調査での指定、オープンハウス形式説明会等）の検討を行う。 ※議第2号で審議
<p>4. 浸水警戒区域における既存住宅や避難場所整備への支援制度の改善等、避難空間を確保するための対策を加速化されたい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 支援対象となる家屋所有者や市町に対するアンケートやヒアリングを実施。 ➤ 避難場所整備事業の対象市への聞き取り調査を実施。 ➤ 県外事例の調査を実施。（津波救命艇や救命ボート、浮く屋根などを視察）
<p>5. 避難困難者利用施設（病院、福祉施設等）の建築条件の見直しも含め、人的被害防止策を検討されたい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 入院施設のある病院や診療所、老人福祉施設等、該当する施設を抽出。 ➤ <u>対象とする施設（入所限定）や建築条件設定のための降雨規模や浸水深（1/200、浸水深0.5m以上等）について検討。</u> ➤ 条例による対応も含め検討を進める予定。※議第3号で審議
<p>6. 貯留機能を有する農地や関連施設の効果把握と活用・支援について検討されたい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 高時川等のモデル河川で下流への流量低減等、<u>霞堤の機能評価</u>を行い解析方法を検討予定。 ➤ 他の河川の霞堤の機能評価へ展開。 ➤ 評価結果を基に具体的な支援内容の検討、特定都市河川法の活用や条例改正について検討する。
<p>7. 住民が水災害を“わがこと”として捉え、社会構造の変化にも対応して地域防災力の向上を図るべく、避難確保計画の策定支援や水辺に親しむ活動を地元地域とともに、防災・福祉・教育部局等とも連携し、推進されたい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 防災部局、教育部局と連携し、防災アプリ等の学習教材の作成や「みずべのこ」の推進等、水辺に親しむ活動を通じた防災教育を推進。 ➤ 防災部局、福祉部局と連携し、水害・土砂災害に強い地域づくり協議会等の場で要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を推進。